



医 政 第 2 5 0 2 号  
平成 2 6 年 3 月 5 日

大分県鍼灸マッサージ師会長 殿

大分県福祉保健部長



あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律  
第 9 条の 2 から第 9 条の 4 まで及び柔道整復師法第 1 9 条の  
規定による施術所の開設届等の際の資格確認の徹底について

本県の医療行政の推進にあたりましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、上記のことについて、厚生労働省医政局医事課長から別添 1 のとおり通知があり、これを受けて大分県では今後下記のとおり取扱うこととしたのでお知らせいたします。貴会員にもご周知いただくようお願いいたします。

#### 記

#### 対象となる届出

- 1 : あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 から第 9 条の 4 までの規定による届出
- 2 : 柔道整復師法第 1 9 条の規定による届出

#### 取扱い

- ・ 個人開設の場合、原則開設者本人に届出を提出させ、開設者の本人確認（※ 1）を行う
- ・ 添付書類に業務に従事する施術者の免許証の写しが必要な場合は、その原本を提示させる
- ・ 添付書類に業務に従事する施術者の免許証の写しが必要な場合は、それぞれの施術者の本人確認（※ 2）を行う

※ 1 開設者の本人確認については運転免許証等の原本の提示によること

※ 2 業務に従事する施術者の本人確認については運転免許証等の原本の提示若しくは運転免許証等の写しの添付（開設者の責任において原本証明したもの）によること

〈担当〉

福祉保健部医療政策課 医務班 矢野

TEL : 0 9 7 - 5 0 6 - 2 6 4 6



医 政 第 2 5 0 2 号  
平 成 2 6 年 3 月 5 日

大分県柔道整復師会長 殿

大分県福祉保健部



あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律  
第 9 条の 2 から第 9 条の 4 まで及び柔道整復師法第 1 9 条の  
規定による施術所の開設届等の際の資格確認の徹底について

本県の医療行政の推進にあたりましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申  
し上げます。

さて、上記のことについて、厚生労働省医政局医事課長から別添 1 のとおり通知が  
あり、これを受けて大分県では今後下記のとおり取扱うこととしたのでお知らせいた  
します。貴会員にもご周知いただくようお願いいたします。

#### 記

#### 対象となる届出

- 1：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 から第 9 条の 4 までの規定による届出
- 2：柔道整復師法第 1 9 条の規定による届出

#### 取扱い

- ・個人開設の場合、原則開設者本人に届出を提出させ、開設者の本人確認（※ 1）を行う
- ・添付書類に業務に従事する施術者の免許証の写しが必要な場合は、その原本を提示させる
- ・添付書類に業務に従事する施術者の免許証の写しが必要な場合は、それぞれの施術者の本人確認（※ 2）を行う

※ 1 開設者の本人確認については運転免許証等の原本の提示によること

※ 2 業務に従事する施術者の本人確認については運転免許証等の原本の提示若しくは  
運転免許証等の写しの添付（開設者の責任において原本証明したもの）によるこ  
と

〈担当〉

福祉保健部医療政策課 医務班 矢野  
TEL：097-506-2646